

歯科点数等 Q & A

(画像診断)

Q 1 他の保険医療機関からの紹介または歯科用 3 次元エックス線断層撮影の必要性が十分に認められる場合、歯科用エックス線撮影または歯科パノラマ断層撮影を行わずに、第一選択として歯科用 3 次元エックス線断層撮影を算定できるか。

A 1 歯科疾患の診断の際に、各撮影方法を比較考慮した結果、歯科用 3 次元エックス線断層撮影を第一選択とした場合は算定して差し支えありません。

※歯科点数表の解釈(2025年6月版、社会保険研究所)(以下、青本)p255 疑義解釈 2020. 5. 7
「歯科」問 9

(医学管理等)

Q 2 歯科疾患管理料(歯管)の長期管理加算は、歯管を算定する月ごとに算定できるか。

A 2 算定できます。

※青本 p152 疑義解釈 2020. 3. 31 「歯科」問 6